

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月8日（平成29年（行情）諮問第475号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第478号）

事件名：特定課が管理する発達障害者支援法上の発達障害者への就労支援の実績が分かる文書（直近年度のもの）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害者支援法上の発達障害者への就労支援の実績が分かる文書（地方課が管理するもの）（直近年度のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月1日付け厚生労働省発地0901第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年7月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年9月11日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

(1) 厚生労働省大臣官房地方課の所掌する事務について

厚生労働省大臣官房地方課（以下「地方課」という。）は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）24条各号に規定する事務をつかさどることとされ、主として厚生労働省の地方支分部局の職員の人事等、機構及び定員並びに経費の概算の調整等に関する事務を所掌しており、発達障害者の就労支援に関する事務は所掌していない。

#### (2) 本件対象文書の保有について

上記(1)の記載のとおり、地方課において、発達障害者支援法に基づく事務を所掌しているものではないため、本件対象文書について作成・取得しておらず、これを保有していないため、法9条2項により不開示とした処分庁の判断は妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している」としているが、その具体的な論拠は示されておらず、これに対する諮問庁の説明は、上記3(2)のとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

#### 5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は、棄却すべきものとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年12月8日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月18日 | 審議            |
| ④ | 同年2月22日    | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「発達障害者支援法上の発達障害者への就労支援の実績が分かる文書（地方課が管理するもの）（直近年度のもの）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、以下の旨を説明する。

##### ア 地方課の所掌する事務について

地方課は、厚生労働省組織令24条各号に規定する事務をつかさどることとされ、主として厚生労働省の地方支分部局の職員の人事等、機構及び定員並びに経費の概算の調整等に関する事務を所掌してお

り，発達障害者の就労支援に関する事務は所掌していない。

イ 本件対象文書の保有について

上記アのとおり，地方課において，発達障害者支援法に基づく事務を所掌しているものではないため，本件対象文書について作成・取得しておらず，これを保有していないため，法9条2項により不開示とした処分庁の判断は妥当である。

(2) 地方課において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は，同課の所掌事務を定めた厚生労働省組織令に基づくものであり，不自然・不合理であるとは認められず，これを覆すに足る事情も認められない。

したがって，厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子